

学会誌『消費者法』投稿規程

日本消費者法学会理事会

本規程は、消費者法学会誌『消費者法』（年1回刊行）への投稿に関して必要な事項を定めるものである。

### 1. 投稿原稿の種類

投稿できる原稿は、消費者法学に関する未発表の、論文とする。

### 2. 投稿資格

投稿資格は消費者法学会の会員に限る。

### 3. 原稿の執筆要領

- (1) 原稿は横書きとする。
- (2) 論文等の分量 16000字程度とする。
- (3) 本文中の見出しは、1→(1)→(A)→(i)の順とする。
- (4) 文献の引用

- ① 文献の引用は、単行本の場合には、著者名『書名』（発行所名、発行年）該当頁を記載し、雑誌論文の場合には、著者名「表題」掲載雑誌名、巻、号（発行年）該当頁とする。

欧文の場合もこれに準ずる。また、欧文の著書名、雑誌名はイタリックとする。

なお、自著の引用に当たっては、「拙著」「拙稿」等による表示は避け、氏名を用いる。

- ② 文献を再度引用する場合には、著者名・前掲注（注番号）引用頁の形で引用する。

- (5) 判例引用

判例の引用は、裁判所名（判・決）年月日出典とする。なお、年号の記載については、元号、西暦、両者併記のいずれでもよいものとする。

- (6) 注は、1) 2) …n) の記号で本文該当箇所に表示し、脚注とする。

### 4. 原稿提出

(1) 原稿には、所定の表紙（学会 HP よりダウンロード可能）に、下記の事項を記載し添付しなければならない。なお原稿自体には、表題だけを記載し、著者の氏名を記載してはならない。

- ① 著者の氏名・所属
- ② 表題（和文および欧文）
- ③ 住所、電話番号、FAX 番号及び e-mail アドレス

- (2) 原稿には、400字以内の和文要旨、キーワード（5つ）及び60語以内の英文

## 学会誌『消費者法』投稿規程

要旨を必ず添付する。既発表の論文等と重複する部分を含む論文等の場合には、既発表の論文等を添付しなければならない。

- (3) 原稿には、使用ソフトないし機種を明示した形で電磁情報を必ず添付する。
- (4) 原稿は3部提出するものとする。
- (5) 上記のものを、消費者法学会事務局宛に郵送する。

日本消費者法学会事務局所在地  
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

(株)民事法研究会内

### 5. 締切日及び原稿受理日

投稿締切日は各年の4月30日とし、消印をもって原稿受理日とする。

### 6. 審査

(1) 受理された原稿は、直ちに査読規程に定める査読手続に付され、投稿規程に合致していることが審査により確認された後、査読を委嘱された者の審査を受ける。

(2) 以下の諸点の評価に基づき、原稿が機関誌への掲載にふさわしい水準であるかどうか、総合的に判定される。

- ① 内容について：論旨の明確性、内容の独創性、方法の妥当性、資料の信頼性等。
- ② 表現について：表題、文献引用、用語、注、図表の適切性等。

(3) 審査結果は、「採用」、「不採用」、「補正の上採用」のいずれかで通知される。

(4) 「補正の上採用」に該当した原稿は、投稿者による補正の後（原則として通知から2週間以内に補正の上、再提出することを要す）、再度査読手続に付される。この審査による補正後の不採用もあり得る。

(5) 「不採用」に該当する原稿は、新たな原稿とみなされる程度に改訂された場合に、新たな審査に付される。

### 7. 原稿の掲載

(1) 「採用」とされた原稿のうち、原則として原稿受理日の早いものから3ないし4本を掲載する。

(2) 掲載にあたっては、上記の執筆要領をガイドラインとして、編集委員会が裁量で、形式を統一することがある。

### 8. 著者校正

著者の校正は初校についてのみ行う。校正は、誤植の訂正程度に止め、文章、図表等の大幅な訂正、変更は認めない。

### 附則

この規程は、2010年12月1日より施行する。

## 学会誌『消費者法』査読規程

日本消費者法学会理事会

本規程は、学会誌『消費者法』投稿規程に基づいて投稿された論文について査読委員会の構成・査読の手続・要領を定めるものである。

### 1. 査読の目的

消費者法学会は、学会誌『消費者法』掲載論文の水準を高めるため、投稿原稿につき査読を行う。

### 2. 査読の対象

編集委員会の依頼によるものを除く、論文を査読対象とする。

### 3. 査読委員会

理事会は、編集委員会とは別に5名以内の理事によって構成される査読委員会を設置する。

### 4. 査読手続き

- (1) 査読委員会は、投稿された原稿が投稿規程に合致するかどうかを審査する。
- (2) 査読委員会は、投稿規程に合致するとされた原稿1件につき、理事1名以上を含む2名の者に査読を委嘱し、匿名処理された原稿、査読規程及び査読結果票を送付する。
- (3) 査読を委嘱された者は、査読を受任できない特段の事情がある場合には、速やかに査読委員会に連絡しなければならない。
- (4) 査読を委嘱された者は、査読要領に従って査読を行い、原稿を受理した日より4週間以内に、査読結果票を査読委員会に返送しなければならない。
- (5) 査読委員会は、査読を委嘱されたもの2名の結果に不一致がある場合、協議の上、「採用」、「不採用」、「補正の上採用」のいずれかの決定を行う。
- (6) 査読委員会は、採否の決定を投稿者に通知する。不採用の場合には、理由を付して通知するものとする。
- (7) 査読委員会は、「補正の上採用」について、補正原稿が提出された場合には、これを再度査読手続きに付す。

### 5. 査読要領

- (1) 査読を委嘱された者は、以下の諸点の評価に基づき、当該原稿が、機関紙掲載にふさわしい水準のものであるかどうかを総合評価し、「採用」、「不採用」、「補正の上採用」のいずれかの評価を与えるものとする。
  - ① 内容について：論旨の明確性、内容の獨創性、方法の妥当性、資料の信頼性等。
  - ② 表現について：表題、文献引用、用語、注、図表の適切性等。

## 学会誌『消費者法』査読規程

(2) 査読を委嘱された者が、「補正の上採用」の評価を下す場合には、補正が必要な内容を明記しなければならない。また「不採用」の評価を下す場合には、その理由を明記しなければならない。

### 6. 附則

この規程は2010年12月1日より施行する。